

## 第3章 環境報告書に何を記載するか

### 1. 環境報告書の全体構成

環境報告書には、「環境報告書に必要と考えられる項目」があります。これは、環境報告書を環境コミュニケーションのツールとし、社会的説明責任を果たす上で不可欠の項目であり、現在発行されている多くの環境報告書で網羅されている項目です。

環境報告書に必要と考えられる項目は、基本的項目、環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括、環境マネジメントに関する状況、及び環境負荷の低減に向けた取組の状況の4つに分類されます。各分類の中で環境報告書に必要と考えられる項目は以下の18項目です。

#### 1. 基本的項目

経営責任者の緒言、報告に当たっての基本的要件及び事業概要等で、事業者と社会との環境コミュニケーションのツールとして基礎的な内容です。また、経営責任者の緒言は、単なる挨拶ではなく、社会に対する誓約（Commitment）が含まれていることが必要です。

必要と考えられる項目は次の3項目です。

経営責任者緒言

報告に当たっての基本的要件（対象組織・期間・分野、作成部署・連絡先）

事業概要等

#### 2. 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括

事業者の環境保全の取組について、その方針、目標、計画及び実績等を取りまとめた内容です。目標、計画、実績等については、環境負荷の状況も含めて一覧表等に取りまとめることが適当です。

必要と考えられる項目は以下の3項目です。

環境保全に関する経営方針・考え方

環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括

環境会計情報の総括

#### 3. 環境マネジメントに関する状況

環境マネジメントシステム、環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況、環境情報開示及び環境コミュニケーションの状況、環境に関する規制遵守の状況、社会貢献活動の状況など、環境マネジメント全般について取りまとめ、それぞれ記載することが必要です。

必要と考えられる項目は以下の5項目です。

環境マネジメントシステムの状況

環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況

環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

環境に関する規制遵守の状況

#### 4．環境負荷の低減に向けた取組の状況

事業者が自らの事業活動において環境負荷の低減に向けて取り組んでいる環境パフォーマンスの状況及びその実績を、必要に応じて経年での変化も含めて取りまとめ、それぞれ記載することが必要です。環境報告書の中で情報量としては最も多くなる部分と考えられます。

必要と考えられる項目は以下の7項目です。

環境負荷の全体像（事業活動のライフサイクル全体の把握・評価）

物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリアの上流（製品・サービス等の購入）での環境負荷の状況及びその低減対策

不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリアの下流（製品・サービス等の提供）での環境負荷の状況及びその低減対策

輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策

それぞれの項目は、環境報告書における「重要な記載内容」、「業態により重要となる記載内容」及び「可能であれば記載することが望ましい内容」とに区別して編集しています。

「重要な記載内容」とは、国内外で既に発行されている環境報告書等のガイドラインで共通して取り上げられている内容であり、全ての事業者に通じて重要となる環境情報です。「業態により重要となる記載内容」とは、それぞれの業種・業態の特性に応じて重要となる環境情報です。また、「可能であれば記載することが望ましい内容」とは、上記内容と比較すれば重要ではないが、環境コミュニケーションのツールあるいは社会的説明責任の観点から、読者の理解を助け、また、内容の客観性を高めると考えられる情報です。

また上記の「3．環境マネジメントに関する状況」及び「4．環境負荷の低減に向けた取組の状況」については、環境省の策定した『事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）』\*を基に作成しています。

なお、本ガイドラインで取り上げた項目及び内容は、限定列挙的に規定するものではなく、現時点での検討結果を取りまとめたものです。したがって、環境保全上の支障が生じるか否か科学的に判明されていないものでも、国民の関心が高いものについては、当該事業者のマーケットにとってどうなのかという経営判断に委ね、自主的に項目、内容の検討を重ね、その発展を図っていくことが期待されます。また、それぞれの事業者の検討において主要な環境情報と判断されたものについては、本ガイドラインでは取り上げていない項目や内容であっても積極的に記載していくことが望まれます。

また、本ガイドラインは、環境報告書に何を記載すべきかということ述べているものであり、各項目及び各項目内の内容の記載の順番を規定するものではありません。環境報告書の構成については、それぞれの事業者の特性に応じた創意工夫が期待されます。

## 事業者の環境パフォーマンス指標

「事業者の環境パフォーマンス指標」では、環境問題の状況及び環境政策の動向から見て重要であり、業種・業態、地域、利害関係者等の組織の特性にかかわらず、大多数の事業者に適し、現時点で利用可能な測定・算定方法があるものを「共通的主要指標（共通コア指標）」と定義して、基本的に全ての事業者により評価されることが望ましいとしています。本ガイドラインでは、この共通コア指標として取りまとめられたものを、「重要な記載内容」としました（ただし、事業特性から見て明白に関連しない場合は、省略することもできます）。

さらに、『事業者の環境パフォーマンス指標』では、業態毎に、環境問題の状況及び環境政策の動向から見て重要であり、当該業態に分類される大多数の事業者に適し、現時点で利用可能な測定・算定方法があるものを「業態別主要指標（業態別コア指標）」と定義して、当該業態に分類される事業者は、この指標項目を基本として、自らの特性に適した適切な指標項目を検討することが望ましいとしています。本ガイドラインでは、この業態別コア指標として取りまとめられたものを、「業態により重要となる記載内容」としました。（ただし、現段階では、少数の業態を、かつ大括りな分類でとりあげ、実験的に検討を行うに留まっており、多様な事業特性に十分には対応していません。このため、事業者毎の特性に応じて、指標を省略し、または追加することが必要と考えられます。）

## 2．基本的項目

### 1) 経営責任者緒言

報告書の発行に当たっての挨拶を兼ねて、発行の意義や内容等を総括するもので、経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員のステートメントであり、環境保全への取組について、事業者の姿勢が明確化され、社会に対して誓約（Commitment）をするものです。

環境保全に関する方針や目標等が含まれ、自らの業種、規模、事業特性等を踏まえた内容となっており、取組の柱がわかることが必要です。

この経営責任者の緒言は、環境報告書の巻頭に記載され、事業者自身の環境保全への考え方、取組の現状、将来の目標等が盛り込まれたものであり、極めて重要なものです。また、社会に対しての誓約（Commitment）とは、正に経営責任者が社会全体に対して、公式に約束をするものであり、達成できなかった場合には、一定の責任を取る覚悟が必要であるほど重いものです。

さらに、緒言の内容は、自らの業種、規模、事業特性等に応じた適切かつ具体的なものであることが必要で、単なる一般論を述べるだけでは不十分であると言えます。

#### 重要な記載内容

- ・ 環境問題の現状、事業活動における環境保全への取組の必要性、及び将来的な持続可能な環境保全型社会のあり方等についての認識
- ・ 自らの業種、規模、事業特性等に応じた顕著な環境側面及びそれに対する取組の方針、目標
- ・ 環境情報開示に関する基本的姿勢
- ・ 上記に関する社会に対しての誓約（Commitment）

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・ 経営責任者等の署名
- ・ 自らの環境保全への取組状況に関する成果、目標の達成状況、今後の課題等の具体的内容
- ・ 自らの環境保全への取組状況と業界水準又は社会一般の取組状況などとの比較

## 2) 報告に当たっての基本的要件(対象組織・期間・分野、作成部署・連絡先)

環境報告書の作成・公表に当たっての基本的要件である、対象組織、対象期間、対象分野などについて具体的に記載します。併せて環境報告書を環境コミュニケーションツールとするために必要な、作成部署の明確化や連絡先の明示、また、意見や質問等を受け付ける方法を工夫することが必要です。

重要な記載内容

- ・ 報告対象組織(工場・事業所・子会社等の範囲、連結決算対象組織との異同、全体を対象としていない場合は、全体を対象とするまでの予想スケジュール等を記載する。)
- ・ 報告対象期間、発行日及び次回発行予定(なお以前に環境報告書を発行している場合は、直近の報告書の発行日も記載する。)
- ・ 報告対象分野(環境以外の分野を含んでいる場合はその内容)
- ・ 作成部署及び連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等も記載する。)
- ・ アンケートあるいは返信用はがき等を添付し、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段について記載する。

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・ ホームページのアドレス
- ・ 世界の各地域又は国内の各支店毎の問い合わせ先
- ・ 主な関連公表資料の一覧及び概要等(会社案内、有価証券報告書、環境パンフレット、技術パンフレット、従業員向けマニュアル等の主な関連資料の一覧とその概要、入手方法)

## 3) 事業概要等

その事業者がどのような事業者で、どのような事業活動をし、その規模等はどの程度なのかをわかりやすく説明することが必要です。事業の概要が適切に記載されていない場合は、その事業者の事業特性等に応じたどのような環境負荷があるのか、どのような環境保全への取組が重要なかわかりません。したがって、事業の具体的内容、主要な製品やサービスの内容等をわかりやすく記述することが必要です。

事業者がどのような事業活動を行っているのか、どのような規模で、どのような特性があるのか

等を理解できれば、これに基づいて環境負荷の状況や、どのような環境負荷低減のための取組を行うべきかがわかります。

また、売上高、製品・サービスの生産量、従業員数などの経営関連情報は、単位製品・サービス価値当たりの環境負荷（環境負荷集約度）、単位環境負荷当たりの製品・サービス価値（環境効率（Eco-Efficiency））を算出する際の基礎データとして利用することができます。

#### 重要な記載内容

- ・事業の具体的内容、主要な製品・サービスの内容（事業分野等）
- ・全体的な経営方針等
- ・本社の所在地
- ・工場・事業所数、主要な工場・事業場の所在地及びそれぞれの生産品目
- ・従業員数（少なくとも過去3年間程度を記載する。）
- ・売上高又は生産高（少なくとも過去3年間程度を記載する。）

#### 可能であれば記載することが望ましい内容

- ・事業者の沿革及び環境保全への取組の歴史等の概要
- ・主な事業地域及び販売地域（主要な原材料の採掘、調達、営業や販売活動を行っている地域について、日本国内だけか、海外もか、特定地域のみか等を記載する。）
- ・対象市場や顧客の種類（小売、卸売り、政府等）
- ・報告対象期間中に発生した、組織の規模や構造、所有形態、製品・サービス等における重大な変化の状況（合併、分社化、新規事業分野への進出、工場等の建設等の変化があった場合）
- ・その他報告対象組織の活動規模に関する情報（総資産額、利益額、床面積等）

### 3．環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括

#### 1) 環境保全に関する経営方針・考え方

事業者が環境問題への取組を行うに当たって、環境保全に関する経営（基本）方針や考え方を的確に定め、環境報告書に記載することは極めて重要です。環境保全に関する経営方針や考え方は、自らの事業活動に対応した具体的な内容で、経営責任者の緒言と整合が図られていることが必要です。

事業者の事業活動に対応した環境保全に関する経営方針や考え方を記載するとともに、事業特性等に応じて、どのような環境負荷があり、どのような環境保全への取組が必要か等、経営方針を策定した背景や理由が記載されているとよりわかりやすいものとなります。

環境保全に関する経営方針は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが必要です。

### 重要な記載内容

- ・環境保全に関する経営方針・考え方（事業内容や製品・サービスの特性や規模、また、事業活動に伴う環境負荷等に対応して適切なものであること）
- ・制定時期、制定方法、全体的な経営方針等との整合性及び位置付け

### 可能であれば記載することが望ましい内容

- ・環境保全に関する経営方針が意図する具体的内容、将来ビジョン、制定した背景等に関するわかりやすい解説
- ・同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容

## 2) 環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括

環境保全に関する経営方針と対応した、環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標、それぞれの目標に対応した計画、報告対象期間の環境負荷の実績及びその低減のための取組の状況等の総括データ（実績値）等を、基準とした期のデータも併せて記載し、これら全体を一覧表形式で記載するなどの工夫をすると、わかりやすいと思われます。

また、必要に応じて環境報告書全体の概要（サマリー・要約）を記載するとよりわかりやすくなります。

環境保全に関する経営方針の各項目に対応して、中長期の目標（環境保全、環境負荷低減の到達点）と、当期（報告対象期間）及び次期対象期間の目標を記載します。目標は、単なる努力目標ではなく、実際に達成すべき目標であり、可能な限り具体的かつ測定可能なものを記載します。

これらの目標は、事業活動のライフサイクル全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流まで対象とすることが必要です。

さらに、目標に対応した計画の概要、報告対象期間の環境負荷の実績及びそれへの評価、その低減のための取組の状況、環境会計情報（環境保全の取組に要したコスト（環境保全コスト）及び経済的効果等）等の総括データも併せて記載します。その際、これら全体を一覧表形式等で記載することや、本章第5節「環境負荷の低減に向けた取組の状況」の対応ページを記載して、必要に応じてその内容を要約し再掲すると、よりわかりやすくなります。

なお、取組の進捗状況を明らかにするため、基準とした期（暦年または年度等）の環境負荷の実績等も記載する必要があります。

また、環境報告書の記載項目は多岐にわたるため、専門家以外の読者には、当該事業者の事業活動と環境問題への関わりがどのようにあり、これに対してどのような環境負荷低減のための取組を行っているのかを理解することが難しくなる場合もあります。また、前回の環境報告書と比較して、当該環境報告書の対象期間において、どのような特徴的な取組があり、どのような成果が上がったのかをわかりやすく示すことも望まれます。

したがって、環境報告書全体の概要（サマリー・要約）を1～2ページ程度にまとめて記載するとともに、当該事業者の事業活動と環境問題への関わりがどのようにあるのか、どのような課題が

あるのか等について図などを用いて表現することは、読者の理解を助けるために望ましいと考えられます。

#### 重要な記載内容

- ・環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標（事業特性、規模等に対応して適切なものであること）
- ・中長期目標については、制定時期、基準とした時期、対象期間
- ・環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標に対応した計画
- ・環境保全に関する中長期目標、当期及び次期対象期間の目標に対応した、報告対象期間の環境負荷の実績、環境保全への取組の概要等の総括データ
- ・環境負荷の実績及び環境保全への取り組み結果等に対する評価
- ・基準とした時期のデータ

#### 可能であれば記載することが望ましい内容

- ・環境報告書全体の概要（サマリー・要約）及びそれぞれの内容の対応ページ
- ・事業内容、製品・サービスの特性に応じた環境保全への取組の課題
- ・報告対象期間における特徴的な取組
- ・前回の報告時と比べて追加・改善した取組等

### 3) 環境会計情報の総括

環境省「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」に示された考え方を参考にして、事業活動における環境保全のためのコストと、その活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）分析し、その取組状況と環境会計情報を総括的に記載します。

環境省が「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」をとりまとめて公表したこともあり、事業者の環境会計への取組が急速に進展しています。

事業者が環境保全への取組を行っていく上で、環境保全のためのコストを管理したり、環境保全対策の費用対効果を分析することにより、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境保全対策が推進されることが重要です。また、環境会計情報が公表されることは、外部の利用者が事業者の環境保全への取組状況をバランスよく理解し、評価するための有効な手段となります。

こうした意味で、環境会計システムが多くの事業者によって導入されるとともに、集計された定量的な情報が、わかりやすく総括的に整理されて環境報告書に適切に記載され、公表されることが必要です。

公表に当たっては、「環境会計システムの導入のためのガイドライン」に示す公表用フォーマット等を用いることにより、環境会計情報を総括的に開示することができます。

#### 重要な記載内容

- ・環境会計情報に係る集計範囲、対象期間等の基礎情報
- ・環境保全コスト及び主な取組の内容

- ・環境保全対策に係る効果（環境保全効果及び環境保全対策に伴う経済効果）
- ・環境会計情報の集計に採用した方法等の補足情報
- ・環境省「環境会計システムの導入のためのガイドライン」に準拠している場合には、その旨の記載）

## 4．環境マネジメントに関する状況

### 1) 環境マネジメントシステムの状況

事業者における環境マネジメントシステムの構築状況、環境マネジメントの体制及び組織、ISO14001の認証取得状況、従業員教育、環境監査等の状況等を記載します。

事業者が自らの環境パフォーマンスを向上させていくためには、その基盤とも言うべき環境マネジメントシステム（EMS）が適切に構築され、運用されていなければなりません。この環境マネジメントシステムがどのように構築され、どのように運用されているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境マネジメントシステムの構築・運用状況は、それぞれの事業者の形態や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じたシステムの状況を具体的に記載することが必要です。

#### 重要な記載内容

- ・全社的な環境マネジメントシステムの構築及び運用状況（システムの説明を含む。）
- ・全社的な環境マネジメントの組織・体制の状況（それぞれの責任、権限、組織の説明を含む。）及びその組織・体制図
- ・ISO14001の外部認証を取得している場合には、取得している事業所等の数、割合（全従業員数に対する認証取得事業所等の従業員の割合等）、認証取得時期
- ・環境保全に関する従業員教育等の実施状況
- ・想定される緊急事態の内容と緊急時対応の状況
- ・環境影響の監視、測定の実施状況
- ・環境マネジメントシステムの監査の基準、実施状況、監査結果及びその対応方法等

#### 可能であれば記載することが望ましい内容

- ・環境マネジメントシステムの全体像を示すフロー図
- ・環境活動評価プログラムに参加登録している事業所の数及び割合
- ・環境保全に関する従業員教育等の実施状況の定量的情報（教育等を受けた従業員の数、割合、従業員1人当たりの年間平均教育時間数等）
- ・環境保全への取組成果の社員等の業績評価への反映
- ・社内での表彰制度等



## 2) 環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計 ( D f E ) 等の研究開発の状況

環境保全のための技術開発や、製品・サービスの環境適合設計 ( D f E ) 等の研究開発の状況等を記載します。

事業者が環境保全への取組を行っていくためには、自らの事業に関し、環境保全のための技術開発や、環境に配慮した製品・サービスの開発・設計 ( 環境適合設計 ( D f E ) ) 等の研究開発に積極的に取り組んでいくことが望まれます。これらの研究開発が、将来の環境パフォーマンスを向上させていくことにつながっていくと考えられます。

この環境保全のための研究開発がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境保全のための研究開発の状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた状況を具体的に記載することが必要です。

### 重要な記載内容

- ・ 環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計 ( D f E ) 等の研究開発の状況

### 可能であれば記載することが望ましい内容

- ・ L C A ( ライフサイクルアセスメント ) 手法を用いた研究開発の状況

## 3) 環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示、及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況等を記載します。

事業者が環境保全への取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、自ら環境に関する情報を開示し、積極的に環境コミュニケーションを図っていく必要があり、特に、近年、事業者における環境報告書の作成・公表が急速に普及するとともに、その質も飛躍的に向上しつつあります。また、環境ラベルや環境広告等により、環境に関する情報を積極的に消費者等に伝えていく取組も広がりがつつあります。さらに、事業者の「環境に関する社会的説明責任」という観点からも環境コミュニケーションの必要性は高まっています。

この環境コミュニケーション等の取組がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境報告書、環境ラベル等による環境情報の開示状況、及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況は、それぞれの業種や規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた環境コミュニケーション等の状況を具体的に記載することが必要です。

### 重要な記載内容

- ・ 環境報告書、環境ラベル等による環境情報開示及び利害関係者との環境コミュニケーションの実施状況

可能であれば記載することが望ましい内容

- ・ 主要な利害関係者との協議等の状況（例えば調査の実施、地域住民との懇談会、定期的な訪問や報告、取引先との懇談会、ニュースレターなどによるコミュニケーションなどの状況と種別ごとの協議回数）

#### 4) 環境に関する規制遵守の状況

環境に関する規制に係る遵守状況、違反、罰金、事故、苦情等の状況を記載します。

事業者が環境への取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、環境コミュニケーション等を積極的に行っていくことと同時に、環境に関する法令、条例等の規制を適切に遵守し、また、その情報を開示していく必要があります。特に、当該事業者の周辺に居住する地域住民にとって、その規制遵守の状況は大きな関心事です。

この環境に関する規制遵守の状況は、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

環境に関する規制の内容は、それぞれの業種や企業規模等により異なりますが、それぞれの特性に応じた規制の状況とその遵守の状況を具体的に記載することが必要です。

また、次節の「環境負荷の低減に向けた取組の状況」の「その他の環境リスク」等に関する情報と連動させてその関係を記載することは適切であり、よりわかりやすくなると考えられます。

##### 重要な記載内容

- ・ 事業活動に即して、どのような環境法規の、どのような規制を受け、それにどう対応しているのか等の状況
- ・ 過去5年以内に法令等の違反及び事故があった場合は、その違反及び事故の内容、原因、対応策
- ・ 環境に関する罰金、科料等の金額、件数
- ・ 環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況
- ・ 環境に関する苦情や利害関係者からの要求等の内容及び件数

#### 5) 環境に関する社会貢献活動の状況

環境保全に関して、自らの事業活動と直接には関係のない分野、あるいは従業員の勤務時間外におけるボランティアな社会貢献活動の状況を記載します。

事業者が環境への取組を行うと同時に、他の様々なセクターと協同し、パートナーシップを築きながら、環境保全型社会の構築に取り組んでいくことが望まれます。その具体的な活動の一つとして、環境に関する社会貢献 - 事業者や従業員が自ら行う環境社会貢献活動、環境NPOへの支援、業界団体等での取組等があり、このような社会貢献活動を積極的、自主的に行っていくことが必要です。

この環境に関する社会貢献活動がどのように行われているかは、環境報告書に記載すべき重要な

情報です。

環境に関する社会貢献活動の状況は、それぞれの業種や規模、それぞれの考え方等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた社会貢献活動の状況を具体的に記載することが必要です。

#### 重要な記載内容

- ・事業者又は従業員による環境に関する社会貢献活動の状況

#### 可能であれば記載することが望ましい内容

- ・加盟又は支援する環境保全に関する団体（NPO、業界団体等）
- ・環境保全に関するNPOへの寄付額、支援額

## 5．環境負荷の低減に向けた取組の状況

### 1）環境負荷の全体像（事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握・評価）

自らの環境負荷の全体像について、事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握、評価を記載します。主要な物質、項目のインプット、アウトプットがわかるフロー図等を示すことが適切です。

#### 重要な記載内容

- ・自らの環境負荷の全体像(事業活動のライフサイクル全体を踏まえた把握・評価(主要な物質、項目のインプット、アウトプットを示す記述))

#### 可能であれば記載することが望ましい内容

- ・主要な物質、項目のインプット、アウトプットを定量的に示すフロー図

### 2）物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリア内での環境負荷について、物質、エネルギー、水等のインプットに係る環境負荷の状況及び環境負荷の低減対策を記載します。

資源を環境中から大量に採取し、不用物を環境中へ大量に排出する今日の経済社会は、環境の持つ復元能力を超え、様々な環境問題を引き起こしています。環境問題の抜本的な解決を目指し、持続的発展が可能な経済社会を構築していくためには、省資源型の生産工程の工夫や省資源型の製品・サービスの開発に努めるとともに、事業者内部で、使用済みの資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を進め、総物質投入量を極力少なくすることが必要です。

また、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料を環境中から大量に採取して燃焼させ、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を環境中へ大量に排出することが地球温暖化の主要な原因となっています。持続的発展が可能な経済社会を構築していくためには、化石燃料の利用によるエネルギー消費量を極力少なくし、太陽光・太陽熱等の再生可能なエネルギーへと転換していくとともに、エネルギー消費を効率化していく必要があります。

さらに、水は人類の生存そのものに不可欠な資源であるとともに、農業、工業等においても不可欠な基礎的資源でもあります。また、水資源、中でも地下水の過剰な揚水は、地盤沈下等の公害問題を引き起こすおそれがあります。このため、水資源の受水量を極力少なくするとともに、これを効率化して、事業者内部での水資源の循環的な利用を進める必要があります。

以上のことから、

事業者や工場・事業場が、どれだけの資源を投入（インプット）し、どれだけの不要物を排出（アウトプット）しているかのマテリアル・フロー

事業者や工場・事業場が、どれだけのエネルギーを投入（インプット）し、どれだけの二酸化炭素等を排出（アウトプット）しているかのエネルギー・フロー

事業者や工場・事業場が、どれだけの水資源を投入（インプット）し、どれだけの水を排出（アウトプット）しているかの水のフロー

を把握・公表すること及びこれらの環境負荷の低減に向けた取組の内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

## 重要な記載内容

### 総物質投入量及びその低減対策

### 事業者内部での物質の循環的利用量及びその増大対策

#### 【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．物質投入量には、フローに関するものとして

a．製品・サービスに係る原材料等

b．製品・サービスに係る部品、部材

があり、さらに

c．工場・事業場の施設や設備等の生産財、資本財としての性格を有するもの

があります。

ウ．aの原材料等については、総重量のみならず、金属（鉄、アルミニウム、銅、鉛等の種類別）、プラスチック、ゴム、ガラス、木材、紙、農産物等の内訳を公表することが望まれます。（なお、技術的に重量（t）で把握できない物質（木材等）については、他の単位（m<sup>3</sup>等）を用いてもやむを得ません。）

エ．bの部品・部材については、その各物質の内訳の把握が困難なため、当面は、その重量のみで、その内訳を公表しなくても良いと考えられますが、将来的にはその把握、公表が望まれます。

オ．cについては、施設の建て替えや設備の入れ替えを行う年度に突出して投入量が増えるといった変動要因が多いことから、当面は、これを含めないでも良いと考えられます。

カ．総物質投入量には、事業者内部で循環的に利用（再使用、再生利用、熱回収）している物質は含めず、「事業者内部での物質の循環的利用量」として別記することが望まれます。

## 総エネルギー消費量及びその低減対策

### 再生可能エネルギー消費量及びその増大対策

#### 【公表に当たっての留意点】

- ア．単位はJ（ジュール）とします。
- イ．総エネルギー消費量の算定に当たっては、電気及び各燃料等の使用量をそれぞれ把握し、これを換算して総エネルギー使用量とします
- ウ．電気の使用量は、受電端で把握します。
- エ．電気の使用量 kWh を J（ジュール）に換算する係数は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」に基づき、10,250（kJ/kWh）を用います。
- オ．電気及び各燃料等の使用量の内訳も公表することが望まれます。
- カ．総エネルギー消費量には、自らが直接行う輸送等に係る燃料消費量は含めますが、外部に委託した製品等の輸送に伴う燃料消費量は別記することとし、含めません。
- キ．「再生可能エネルギー」とは、太陽光、太陽熱、風力、バイオマスや、地熱、小水力によって発電・熱供給されるエネルギーのことをいいます。

## 水利用量及びその低減対策

### 事業者内部での水の循環的利用量及びその増大対策

#### 【公表に当たっての留意点】

- ア．単位はm<sup>3</sup>（立方メートル）とします。
- イ．水利用量の算定に当たっては、上水道水、工業用水、地下水等の種類毎の使用量を合算します。
- ウ．水利用量には、事業所内で再利用等を行い循環的に利用している量は含めず、「事業者内部での水の循環的利用量」として別記することが望まれます。

### 業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
再生資源・再生部品投入量及びその転換対策	天然資源の大量採取に伴う環境負荷を低減するとともに、廃棄物の再生利用を促進し廃棄物の発生を抑制するため、天然資源の使用から再生資源・再生部品の使用へ転換させていく必要があります。	t	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に定める「再生資源」「再生部品」について把握します。	素材、加工組立、建設等	組織全体
有害物質投入量及びその低減対策	人の健康や動植物に悪影響を及ぼす有害物質は、それを使用したのみでは直ちに環境負荷は生じませんが、いずれ排出物又は製品経由	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物	素材、加工組立等	組織全体 個別事業所

	で廃棄物となって、環境中に放出されることが予定されています。そのため、使用量についても低減を図る必要があります。		質について公表することを基本とします。		
熱帯木材、遺伝子組換え生物等の投入量及びその低減対策	資源採取による環境負荷を把握するに当たっては、自然の重要な構成要素である野生動植物等も含めることが妥当と考えられます。	t	減少が懸念されている熱帯雨林に係る木材や、生態系への影響が未確認の遺伝子組換え生物等、環境保全上の課題があるものについて公表します。	建設、食品等	組織全体

### 3) 事業エリアの上流（製品・サービス等の購入）での環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリアの上流における環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、製品、原材料・部品・サービス（以下、製品・サービス等という。）の購入先、いわゆる事業エリアの上流側での取組を積極的に働きかけていくことが必要であり、そのための重要な手法として、環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入（グリーン購入）があります。このグリーン購入がどのように行われ、どの程度成果を上げているかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

業種、規模等によって購入する製品・サービス等は千差万別であるため、それぞれの製品・サービス等の特性に応じたグリーン購入の状況を具体的に記載することが必要です。

#### 重要な記載内容

グリーン購入（環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入）の状況

エコマーク等の環境ラベル認定製品その他の環境負荷低減に資する製品の購入量又は比率

#### 【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（購入量）、円（購入額）又は%（全体購入量（額）に占める比率）とします。

イ．「環境負荷低減に資する製品・サービス等」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第2条第1項に定める「環境物品等」のことをいいます。具体的には、以下のとおりです。

- ・環境負荷低減に資する原材料又は部品（再生資源、再生部品等）
- ・環境負荷低減に資する製品（再生資源・再生部品を用いた製品、環境汚染物質の使用を削減した製品、エネルギー消費量の少ない製品、再使用・再生利用が可能な製品等）
- ・環境負荷低減に資するサービス（低排出ガス車を用いた運送サービス等）

ウ．それぞれの業種、企業規模等の実態に応じて、事業者自らが定めているグリーン購入プログラム等に基づき、グリーン購入の状況を公表します。この際、当該事業者における「環境負荷低減に資する製品・サービス等」の具体的な定義や、

当該指標を用いる考え方・理由について明確にしておく必要があります。

エ．製品・サービス等のみならず、取引先の環境配慮についても公表することが望まれます。例えば、取引先の事業活動に係る環境配慮について、ISO14001 認証取得や環境活動評価プログラムの実施状況等をチェックしていること等が挙げられます。

オ．「環境ラベル」とは、エコマーク等、ISO14024 (JISQ14024：第三者認証型環境ラベル) 及び ISO14021 (JISQ14021：自己宣言型環境ラベル) に合致する環境ラベルをいいます。

カ．「環境負荷低減に資する製品」を選定するに当たっては、エコマーク等の環境ラベル認定製品のほか、グリーン購入法第 6 条第 2 項第 2 号に基づく特定調達品目及びその判断の基準等を参照して下さい。

キ．環境ラベル認定製品やグリーン購入法に基づく特定調達品目は、主として標準品（カタログ製品）であるので、その比率を算出するに当たっては、分母を「購入した標準品の総量」とすることが適切です。

#### 4) 不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリア内での環境負荷について、大気、水域・土壌、廃棄物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

##### (1) 大気への排出

地球は太陽光線が地表面に届くことによって暖められており、地表面は赤外線を宇宙に放って冷えていきますが、大気中には赤外線を吸収する温室効果ガスがあるため、地表面から放出された赤外線が吸収され、大気は暖まっています。この地球の絶妙なバランスにより、生物が生息していくために適した気温が維持されているのです。しかし、近年、人間の活発な経済活動により二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、その大気中濃度の上昇に伴い、大気中にとどまる熱が多くなり、地球温暖化が急速に進行しています。このため、このままでは地球の平均気温が 21 世紀末までに約 2 度上昇し、地球全体の海面水位が約 50cm 上昇することが予想されています。また温暖化に伴う気候の変動等により、降水パターンの変化、洪水や干ばつなども深刻化すると考えられています (1995 年 IPCC 第 2 次評価報告書より)。

温室効果ガスの中でも、特に二酸化炭素は、我が国の温室効果ガス排出量全体の 88.9% を占め、最も大きな割合で地球温暖化に影響を与えており、石炭・石油などの化石燃料の燃焼から大量に排出されています。我が国における 1998 年度の二酸化炭素総排出量は 11 億 8800 万トンであり、1 人当たり排出量は 9.39 トンとなっています。これは 1990 年度と比べ総排出量で 5.6%、1 人当たり排出量で 3.2% の増加となっています。

また、オゾン層は、高度 1 万 m 以上の成層圏に存在し、太陽光線に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、人間や動植物をその影響から守る重要な役割を果たしていますが、この大切なオゾン層が、近年、急速にフロンなどの人工化学物質によって破壊されています。オゾン層が破壊されると地上に達する有害紫外線量が増加し、皮膚ガンの増加、生態系への悪影響が発生する等、環境への影響が懸念されています。

以上のことから、

温室効果ガス排出量

## オゾン層破壊物質排出量

と、その低減に向けての取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

### 重要な記載内容

#### 温室効果ガス排出量及びその低減対策

##### 【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt-CO<sub>2</sub>とします。

イ．温室効果ガス排出量の算定に当たっては、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6種類のガスの排出量を、発生源ごとに、それぞれ把握します。これに地球温暖化係数(CO<sub>2</sub>の量に換算するための係数)を乗じて合算します。

ウ．温室効果ガスの排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令」に規定する範囲で、燃料・電気・熱の使用量、廃棄物の焼却量等を把握し、排出係数を用いて算定します。

エ．算定に用いる排出係数は、原則として、「地球温暖化対策推進法施行令」で規定される数値を適用します。ただし、温室効果ガスの排出削減のための個別の対策(電気と熱とを同時に供給するコージェネレーションシステムの導入や自然エネルギー発電の導入等)の効果を詳細に評価することが不可欠であり、個々の対策の実態に即した合理的な排出係数が利用可能な場合には、それを適用することができます。

例えば、一般電気事業者から供給された電気の使用に伴う年間のCO<sub>2</sub>排出量の算定に際しては、CO<sub>2</sub>排出係数は、全電源平均排出係数である0.357(kgCO<sub>2</sub>/kWh)を用います。ただし、事業者が講じる対策によって一般電気事業者から供給される電気の消費量が低減し、その低減分に相当するCO<sub>2</sub>排出係数が0.357と大きく異なる場合には、実態に即した排出係数を適用して対策の効果を算定できるものとします。また、一般電気事業者以外の事業者から供給された電気については、可能な限り供給元の実態に即した排出係数(例えば、自然エネルギーを基に発電している供給元であればCO<sub>2</sub>排出係数は0になります。)を用いることとし、把握できない場合は、0.602(kgCO<sub>2</sub>/kWh)を用います。

オ．廃棄物の焼却に伴う排出量については、外部に焼却を委託した場合のものも含めます。

カ．温室効果ガス排出量には、自らが直接行う輸送等に係る燃料消費に伴うものは含めますが、外部に委託した製品等の輸送に係る燃料消費に伴うものは別記することとし、含めません。

キ．海外における排出分は、当該国において排出係数が定められている場合には、それに基づき算定します。

ク．その他、算定方法の考え方については、環境省「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の12年度報告書を参照してください(13年3月以降公表予定)。

#### オゾン層破壊物質排出量及びその低減対策

##### 【公表に当たっての留意点】

ア．単位はODP tとします。

イ．オゾン層破壊物質排出量の算定に当たっては、CFC、ハロン、HCFC及び1・1・1-トリクロロエタン等、オゾン層保護法施行令第1条別表に規定する各物質の放出量に、同表に規定するオゾン層破壊係数(CFC-11の量に換算するための係数)を乗じたものを合算します。

ウ．各物質の放出量とは、当該事業所内で使用し大気中に放出したものと、自らが使用したエアコン、カーエアコン、冷蔵庫等の廃棄に伴い放出されたものの両方が含まれます。

エ．各種類毎のオゾン層破壊物質排出量と排出状況についても公表することが望まれます。

オ．消火剤に含まれるハロンについては、消火時の使用量、改修・点検時等に放出した量及び消化施設の廃棄に伴い放出された量を排出量とします。



業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
大気 S O x 排出量及びその低減対策	呼吸器への健康被害を及ぼすおそれがあり、また、森林や湖沼等に悪影響を及ぼす酸性雨の原因物質です。	t		素材、加工組立等	組織全体 個別事業所
N O x 排出量及びその低減対策	呼吸器への健康被害を及ぼすおそれがあり、また、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質です。	t		素材、加工組立等	組織全体 個別事業所
V O C s 排出量及びその低減対策	光化学オキシダントを発生させ、眼や喉への刺激や呼吸器への健康被害を及ぼすおそれがあります。	t		素材、加工組立等	個別事業所
P R T R 対象物質排出量及びその低減対策	人の健康や動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について、各物質毎に算定します。(特に、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質(自主管理対象物質)は別途算定します。)		組織全体 個別事業所
排出規制項目(S O x、N O x、ばいじん、ダイオキシン類等)の排出濃度及びその低減対策	人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがあります。	最大濃度(ppm等)	各項目毎に算定します。	素材、加工組立、建設等	個別事業所(施設)
排出抑制物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチ	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある大気汚染物質のうち、早急に排出や飛散を抑制する必要があるもので	最大濃度(mg/m <sup>3</sup> N)	各項目毎に算定します。	素材、加工組立、建設等	個別事業所(施設)

レン)の排出 濃度及びその 低減対策	す。				
騒音、振動の 発生状況及び その低減対策	人の心理的・精神的影響等 を引き起こします。	dB		素材、 加工組立、 建設、 流通等	個別事業所
悪臭の発生状 況及びその低 減対策	人の心理的・精神的影響等 を引き起こします。	最大値 ( $m^3N/分$ )		素材、 加工組立等	個別事業所

## (2) 水域・土壌への排出

水資源を再利用せずに排水量を増やすことは、受水量の増加により水資源の不足につながるとともに、排水中のCOD、窒素、燐や重金属類、有機化学物質等による水質汚濁、湖沼や海域の富栄養化の原因ともなります。今後は、排水中に含まれる個々の汚濁物質だけでなく、排水量そのものを削減していくことが望まれます。

以上のことから、総排水量及びその低減に向けての取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

### 重要な記載内容

#### 総排水量及びその低減対策

##### 【公表に当たっての留意点】

- ア．単位は $m^3$ （立方メートル）とします。
- イ．総排水量の算定に当たっては、公共用水域への排水量及び下水道への排水量を合算します。
- ウ．再利用等を行っていない雨水の排水については、排水量に含めません。

### 業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
水域・土壌 P R T R 対象 物質排出量及 びその低減対 策	人の健康や動植物の生息・ 生育に支障を及ぼすおそれ があります。	t	「特定化学物質の環 境への排出量の把握 等及び管理の改善の 促進に関する法律」 が対象とする化学物 質について、各物質 毎に算定します。	素材、 加工組立等	組織全体 個別事業所

COD、窒素、 燐の排出量及 びその低減対 策	閉鎖性水域の富栄養化の原 因となります。	t		素材、 加工組立、 流通、 建設等	個別事業所
排水規制項目 の排出濃度及 びその低減対 策	人の健康や生活環境に支障 を及ぼすおそれがありま す。	最大濃度 (mg/l)		素材、 加工組立、 建設等	個別事業所

### (3) 廃棄物等の排出

大量生産・大量消費・大量廃棄を見直していくためには、資源利用を削減し、さらに資源を効率的に利用することによって、廃棄物等の発生そのものを抑制することが最重要です。この度合いを定量的に評価する場合、廃棄物等の総排出量に着目することが適当であると考えられます。

また、廃棄物等の発生を極力抑制しても、どうしても発生してしまう廃棄物等があり、経済的・技術的に廃棄物等が発生せざるを得ない場合もあります。循環型社会形成推進基本法では、これを「循環資源」と捉え直し、循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を行うことを求めています。このため、まず、再使用、それが困難ならば再生利用を行っていく必要があります。また、それを徹底しても、どうしても処理・処分しなければならない廃棄物等が残った場合又は経済的・技術的に再使用・再生利用が難しい場合がありますが、このような廃棄物等についても「循環資源」として有効活用していくことが求められています。その方策の一つとして、焼却による熱回収、嫌気性発酵によるメタンの利用、コークス炉・高炉での利用等があり、必要な範囲でこれらを促進し、最終処分（埋め立て等）される廃棄物の量を極力削減していくことが必要です。

つまり、最終処分される廃棄物の量と比較して、再使用・再生利用されるものの量、次いで、熱回収されるものの量が増えている場合には、大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、循環型社会の構築の方向により近づいているものとみなせます。

以上のことから、

廃棄物等の総排出量

自らが発生させた循環資源の再使用量

自らが発生させた循環資源の再生利用量

焼却等によって熱回収される循環資源の量

焼却処理される廃棄物の量

最終的なアウトプットの総量である最終処分される廃棄物の量

と、 の低減、 、 、 という優先順位でのそれぞれの増大、 、 の低減に向けた取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

#### 重要な記載内容

##### 廃棄物等の総排出量及びその低減対策

【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．廃棄物等の総排出量の算定に当たっては、事業者が当該事業者の敷地外（管理外）に、製品・サービス等の提供に伴い出荷したものを除いて、排出・搬出したものを合算します。ここでは、当該事業者の敷地内で循環的に利用している量は含めず、「事業者内部での物質の循環的利用量」として別途把握・評価します（敷地内であっても埋立により環境中へ排出した廃棄物は含まれます）。

ウ．「廃棄物等」とは、廃棄物並びに一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品及び事業活動に伴い副次的に得られた物品（循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定するもの）です。

エ．「廃棄物等」には、工場・事業場の施設や設備等の建て替えや廃棄等に伴う建設廃材も含まれます。ただし、施設や設備等は、生産財、資本財としての性格を有するため、建て替えや廃棄等を行う年度に突出して排出量が増えるといった変動要因が多いことから、他の廃棄物等とは分けて把握・公表することが望まれます。

オ．廃棄物等の種類毎にその内訳と処理方法及び処理先を公表することが望まれます。

### 再使用される循環資源の量及びその増大対策

### 再生利用される循環資源の量及びその増大対策

#### 【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．「循環資源」とは、「廃棄物等」のうち有用なものをいいます。

ウ．再使用される循環資源の量及び再生利用される循環資源の量の算定に当たっては、事業者が当該事業者の敷地外（管理外）に排出・搬出した循環資源のうち再使用及び再生利用したものをそれぞれ公表することが望まれます。

エ．ただし、再使用及び再生利用の際の残滓は、再使用・再生利用した量から除外します。その量を算定できず除外しなかった場合でも、その旨明らかにすることが必要です。

オ．廃プラスチックの油化は再生利用に含まれます。

カ．再使用及び再生利用の状況を併せて公表することが望まれます。

キ．再使用・再生利用の絶対量のみならず、廃棄物等の総排出量との比率で公表することも効果的です。

### 熱回収される循環資源の量及びその増大対策

#### 【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．熱回収等される循環資源の量の算定に当たっては、事業者が当該事業者の敷地外（管理外）に排出・搬出した循環資源のうち熱回収したものを合算します。

ウ．熱回収の状況を併せて公表することが望まれます。

### 焼却処理される廃棄物の量及びその低減対策

### 最終処分される廃棄物の量及びその低減対策

#### 【公表に当たっての留意点】

ア．単位はt（トン）とします。

イ．当該事業者の敷地内、敷地外を問わず、焼却処理及び最終処分（埋め立て等）される廃棄物量を公表します。

ウ．「焼却処理」とは、熱回収を伴わずに単に焼却することをいいます。

エ．最終処分される量には、再使用、再生利用、熱回収及び焼却処理の際の残滓も含まれますが、直接最終処分される量とは区分して公表することが望まれます。残滓の量を把握できず含められなかった場合でも、その旨明らかにする必要があります。

オ．処分の状況を併せて公表することが望まれます。

カ．埋め立て処分等が困難で、保管あるいは貯蔵される廃棄物等（放射性廃棄物、有害廃棄物等を含む）については、その種類毎の量及び状況を、別途、公表することが望まれます。

#### 業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
廃棄物 有害廃棄物排出量及びその低減対策	人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがあります。	t	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物について算定します。種類及び処理方法についても公表します。	素材、加工組立等	組織全体 個別事業所
PRTR 対象物質の廃棄物移動量及びその低減対策	人の健康や動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について、各物質毎に算定します。	素材、加工組立等	組織全体 個別事業所

#### 5) 事業エリアの下流（製品・サービス等の提供）での環境負荷の状況及びその低減対策

事業者の下流における環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

事業者が自ら生産・販売する製品・サービス等に伴う環境負荷を削減していくことは、事業者にとって最も重要な使命の一つであり、持続可能な環境保全型社会、循環型社会を構築していく上で必要不可欠な取組であると言えます。

したがって、事業者がどれだけ積極的に環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産・販売に取り組んでいるかは、環境報告書に記載すべき重要な情報です。

事業者が生産・販売する環境負荷低減に資する製品・サービス等の種類は多岐に渡り、その状況はそれぞれの業種、規模等により異なると考えられますが、それぞれの特性に応じた取組状況を具体的に記載することが望まれます。とりわけ、銀行、証券、保険等の金融機関、流通・小売業、運送業、商社などにおいては、直接的な生産活動を行っていない場合が多いことから、自らのサービスに係る環境配慮の取組について、その業種特性に応じた記述の工夫が求められます。例えば、金融機関においては、投融資に当たっての環境配慮について記載することが望まれます。

## 重要な記載内容

### 製品・サービス等の特性に応じた環境負荷の状況及び環境負荷低減対策

#### 環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産・販売量又は比率及びそれを高めるための取組状況

##### 【公表に当たっての留意点】

- ア．単位はt（生産・販売量）、円（生産・販売額）又は％（全体での生産・販売量（額）に占める比率）とします。
- イ．「環境負荷低減に資する製品・サービス等」とは、グリーン購入法第2条第1項に定める「環境物品等」をいいます（金融機関における環境保全に配慮した投融資等も含みます）。エコマーク等の環境ラベルの認定基準やグリーン購入法に基づく特定調達品目の判断基準等が参考になります。
- ウ．それぞれの業種、規模、製品・サービス等の種類等の実態に応じて、環境負荷低減の状況、あるいは環境保全への貢献の状況を公表します。公表に当たっては、可能な限り定量的な指標を設定することが望ましいですが、定性的なものでも差し支えありません。ただし、当該事業者における「環境負荷低減に資する製品・サービス等」の具体的な定義や、当該指標を用いる考え方、理由について明確にしておくことが必要です。
- エ．製品に係る環境負荷を把握するためには、製品そのものの使用時・廃棄時の負荷のみならず、その生産過程で発生した負荷も含めて、ライフサイクル全体を考慮すること（LCAの実施）や、また、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大等の多様な環境負荷項目を包括的に考慮することが望まれます。

## 業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
使用時環境負荷	製品群毎のエネルギー消費効率及びその向上対策	省エネ法の単位		加工組立、建設等	組織全体
	省エネ法判断基準適合製品の比率及びその増大対策	%		加工組立、建設等	組織全体
	低公害車、低燃費車の生産量又は比率及びその増大対策	台、%	排出ガス性能の良い車（低公害車等排出ガス技術指針（環境省）に適合する車両）及び燃費性能の良い車（省エネ法判断基準に適合する低燃費車）について公表します。	自動車	組織全体
	総製品生産重	t		素材、	組織全体

廃棄時環境負荷	量及びその低減対策	大量採取のみならず、いずれも廃棄物となって大量に排出されることが予定されています。したがって、製品の機能面の維持・向上は図りつつ、一方で、極力少ない物質量で生産すること（軽薄短小化）が求められています。			加工組立、建設等	
	有害物質含有量及びその低減対策	製品に含有する有害物質は、いずれも廃棄物となって環境中に排出されることが予定されています。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について公表することを基本とします。	素材、加工組立等	組織全体
	容器・包装使用量及びその低減対策	一般廃棄物の大部分を占め、かつ、再生資源としての利用が比較的容易な容器・包装については、法令により特に抑制が強く求められています。	t	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象とする容器包装について算定します。	加工組立、流通等	組織全体
	製品群毎の平均耐用年数及びその増大対策	廃棄物の発生を根本から抑制するためには、製品の耐久性の向上や修理の実施体制の充実等を図る必要があります。	年		加工組立、建設等	組織全体
	製品群毎の再使用・再生利用可能部分の比率及びその拡大対策	廃棄物の再使用・再生利用を促進するため、製品の設計段階で、再使用・再生利用が可能な部材を用いる必要があります。	%	製品の回収及び再使用・再生利用に係るシステムが社会的に存在していることが前提となります。熱回収可能部分がある場合には分けて計上します。	加工組立、建設等	組織全体
	製品群毎の解体時間及びその短縮対策	廃棄物の再使用・再生利用を容易にするため、製品の解体を容易にする設計の工夫が求められています。	時間		加工組立等	組織全体

	使用済み製品、容器・包装の回収量及びその増大対策	製品等の製造、販売等を行う事業者には、当該製品等を引き取り、循環的な利用を行うことが求められています。	t		加工組立、組織全体流通等
	回収された使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量及び比率、及びその増大対策	製品等の製造、販売等を行う事業者には、当該製品等を引き取り、循環的な利用を行うことが求められています。	t、%		加工組立、組織全体流通等
総合的評価	エコマーク等の環境ラベル認定製品の生産・販売量又は比率及びその増大対策	環境への負荷の少ない製品である環境ラベル認定製品の提供を促進することが求められています。	数量、%		加工組立、組織全体流通等

## 6) 輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

原材料等を購入先から搬入するためや、製品・サービス、廃棄物等を搬出するための輸送又は旅客の輸送に伴う環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

我が国の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量のうち、運輸部門からの排出は年々増加しており、1998年度においては、1990年度比 21.1%増となっており、全体の排出量の 21.7%を占めています。また、自動車輸送の増加及び集中に伴い、都市部の大気汚染は深刻化してきています。

この輸送に伴うCO<sub>2</sub>及び大気汚染物質の排出を削減していくためには、鉄道・船舶輸送への切り替え等のモーダルシフトの推進や、共同輸配送や帰り荷確保等の輸送効率の向上とともに、輸送量そのものを極力削減していくことが必要です。

以上のことから

総輸送量

輸送に伴うCO<sub>2</sub>排出量

と、その低減に向けての取組内容は、環境報告書に記載すべき重要な情報と考えられます。

重要な記載内容



## 総輸送量及びその低減対策

### 【公表に当たっての留意点】

- ア．単位は、トンキロ（ $t \times km$ ）又は人キロ（ $人 \times km$ ）とします。
- イ．算定に当たっては、自社輸送及び製品・サービスに伴う外注分（委託等）の輸送について、その輸送手段毎（自動車、船舶、鉄道、航空機等）に把握し、これを合算します。
- ウ．製品・サービスに伴う外注分（委託分）については、正確な把握、算定が困難ですが、可能な限りこれを把握することが望まれます。把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシミュレーションモデル等により推計する等の方法をとっても良いと考えられます。
- エ．原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、他の一般貨物等と混載されないで納入される場合は、これを別途公表することが望まれます。
- オ．自社輸送と外注分の別、輸送手段毎の内訳等を公表することが望まれます。
- カ．共同輸送や帰り荷確保等による輸送効率（単位： $\% \{ [ \text{輸送トンキロ} ( t \times km ) ] / [ \text{能力トンキロ} ( t \times km ) ] \}$ ）又は $[ \text{輸送人キロ} ( 人 \times km ) ] / [ \text{能力人キロ} ( 人 \times km ) ]$ ）の向上も、 $CO_2$ や大気汚染物質の排出削減に資するものであり、併せて把握・公表することが適切です。

## 輸送に伴う $CO_2$ 排出量及びその低減対策

### 【公表に当たっての留意点】

- ア．単位は、 $t - CO_2$ とします。
- イ． $CO_2$ の排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令」に規定する範囲で、燃料の使用量を把握し、排出係数を用いて算定します。例えば、ガソリンの $CO_2$ 排出係数は、 $2.31 (kgCO_2/l)$ を、軽油の $CO_2$ 排出係数は、 $2.64 (kgCO_2/l)$ を用います。
- ウ．算定に当たっては、自社輸送及び原材料、製品・サービスについての外注分（委託等）の輸送について、その輸送手段毎（自動車、船舶、鉄道、航空機等）に $CO_2$ 排出量を把握し、これを合算します（自社輸送分は、既述の「温室効果ガス排出量」と重複。）。
- エ．外注分（委託分）について把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシミュレーションモデル等により推計する等の方法をとっても良いと考えられます。
- オ．原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、他の一般貨物等と混載されないで納入される場合は、これを別途、公表することが望まれます。
- カ．自社輸送と外注分（委託分）の別、輸送手段毎の内訳等を把握することが望まれます。

## 業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
輸送に伴う $NO_x$ 排出量及びその低減対策	主に自動車の排ガスを原因とする $NO_x$ の大気汚染が、大都市圏を中心に住民の健康被害を引き起こすとして問題となっています。	t	自社輸送分及び外注分の内訳、輸送手段（自動車、船舶等）の内訳を公表します。	運輸、流通組織全体をはじめと個人事業所する全業態	組織全体 個人事業所

低公害車、低燃費車の導入台数又は比率及びその増大対策	CO <sub>2</sub> やNO <sub>x</sub> 等の有害物質の排出抑制に貢献します。	台、%	排出ガス性能の良い車（低公害車等排出ガス技術指針（環境省）に適合する車両）及び燃費性能の良い車（省エネ法判断基準に適合する低燃費車）について公表します。	運輸、流通組織全体をはじめと個別事業所する全業態	
----------------------------	---	-----	--	--------------------------	--

7) ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策

事業エリア内での環境負荷について、ストック（蓄積）汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策を記載します。

業態により重要となる記載内容

業態により重要となる記載内容	環境保全上の問題	単位	記載に当たっての留意点	記載すべき業態	組織全体又は個別事業所の別
土壌・地下水汚染の状況及びその低減対策	工場敷地外への流出や、住宅地・学校・公園等への用途変更等により、人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがあります。	状況、 箇所、 濃度 (mg/kg、 mg/l)		素材、 加工組立等	組織全体 個別事業所
自然地域の改変面積及びその縮小対策	自然地域の改変は、景観や生活環境の悪化、野生動植物種の減少・絶滅等を引き起こします。	ha、 内容	森林、草原、湿原、干潟、珊瑚礁、自然海（湖、河）岸や、自然公園等の保護区域の改変面積を算定します。	不動産等の建設発注者等	組織全体 個別事業所
緑化・植林、自然修復面積及びその拡大対策	緑化・植林、自然修復は、景観や生活環境の改善、野生動植物種の保存に貢献します。	ha		全業態	組織全体 個別事業所
事故件数及び内容（漏出物質名、状況、量等）	人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがあります。	件、 物質名、 t		素材、 加工組立等	組織全体 個別事業所

有害物質保有量及びその低減対策	有害物質は、それを保有しているのみでは直ちに環境負荷は生じませんが、事故や漏出、揮発等により環境中へ放出されるリスクがあることから、保有量についても低減を図る必要があります。	t	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が対象とする化学物質について公表することを基本とします。	素材、加工組立等	組織全体 個別事業所
-----------------	---	---	--	----------	---------------

## 終 章 ガイドラインの継続的改善に向けて

今回のガイドラインは、2000 年度における検討成果をとりまとめたものです。環境報告書の内容に係る社会的なニーズや事業者の環境報告書の作成実態が常に発展し続けている現状を踏まえると、今後も、随時、本ガイドラインを改善していくことが必要と考えています。そのため、事業者の方々には、本ガイドラインに基づき実際に環境報告書を作成していただくとともに、環境報告書の読み手の側の方々も、本ガイドラインを参照して事業者の活動を評価していくことをお願いします。そして、その結果、本ガイドラインの問題点や課題等があれば随時意見を提出していただくことを期待しています。

このような試行とフィードバックのプロセスを経て、本ガイドラインの改訂を検討したいと考えています。